

## 第3期越谷市障がい福祉計画

【素案】

修正案

越 谷 市

## 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたって . . . . .             | 1  |
| 第 2 章 計画の目標 . . . . .                  | 4  |
| 第 3 章 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策 . . . . . | 9  |
| 第 4 章 地域生活支援事業 . . . . .               | 18 |
| 第 5 章 計画の実現に向けて . . . . .              | 28 |

※本計画における「障がい者」とは、特に定めがない限り、障がい児を含んでいます。  
また「障がい者」の表記については、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、ひらがな表記としています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

越谷市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」に基づき、『障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会』の実現をめざし、各種の障がい者施策を進めてきました。

こうした中、障がい者の福祉制度は、この数年間で大きく変化し、平成15年度には支援費制度が導入され、また、平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、これまで障がい種別ごとに提供されてきたサービスの一元化を図るとともに、既存のサービス体系の再編や利用者負担の見直しなどが行われ、障がい福祉サービス等を円滑に提供できるよう、基盤整備に向けた数値目標やサービスの見込み量などを定める「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

この障害者自立支援法は施行より数年を経て、利用者負担、事業者の減収、サービスの質・人材確保の困難、制度改正に伴う混乱と新体系移行の遅れなどの問題が挙げられました。こういった声を受け、平成22年9月、国は障害者自立支援法の廃止を表明し、これに代わる新法となる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向け、障がい者自身も参画する内閣府の障がい者制度改革推進会議において現在議論が進められています。また、「障害者総合福祉法（仮称）」までの“つなぎ法”として、平成22年12月に障害者自立支援法が改正されました。この改正では、それまで利用したサービスに基づいて利用量を負担する応益負担から、家計の支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」へと、負担の方式を変えることとしたほか、自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい、学習障がいなどを含む発達障がいもサービスを受けられる対象として明確化されるなどの改正が行われました。

本市としては、以上のような障害者自立支援法の課題を踏まえつつ、「第3期越谷市障がい福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「第3次越谷市障がい者計画」における障がい者施策と合わせ、引き続き、総合的な障がい者自立支援体制の確立を目指します。

## 2. 計画の性格、位置づけ、期間

### 1. 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障がい福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

#### 【定める事項】

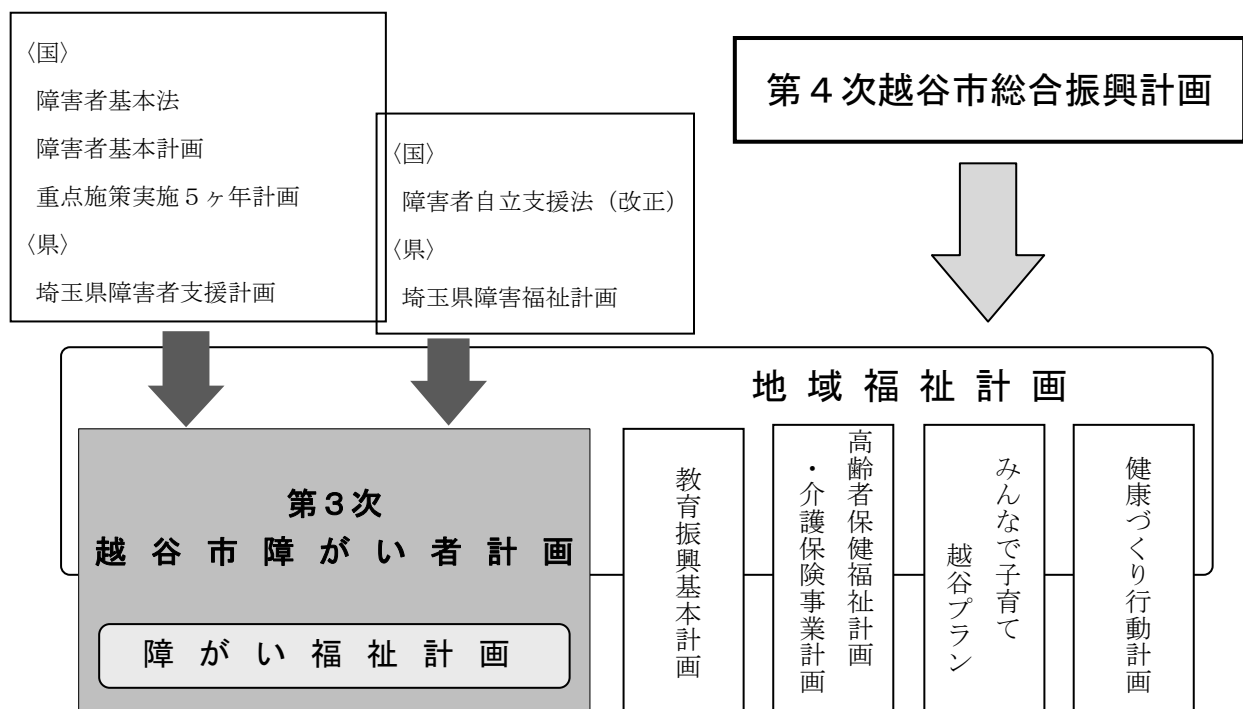
- 1 障がい福祉計画の基本的理念等
- 2 平成26年度の数値目標の設定
- 3 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策
- 4 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 5 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期
- 6 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

### 2. 計画の位置づけ

市で策定する障がい者についての主な計画には「越谷市障がい者計画」と「障がい福祉計画」があります。

今回策定される「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく、障がい福祉サービスの必要量と提供体制を確保するための実施計画です。

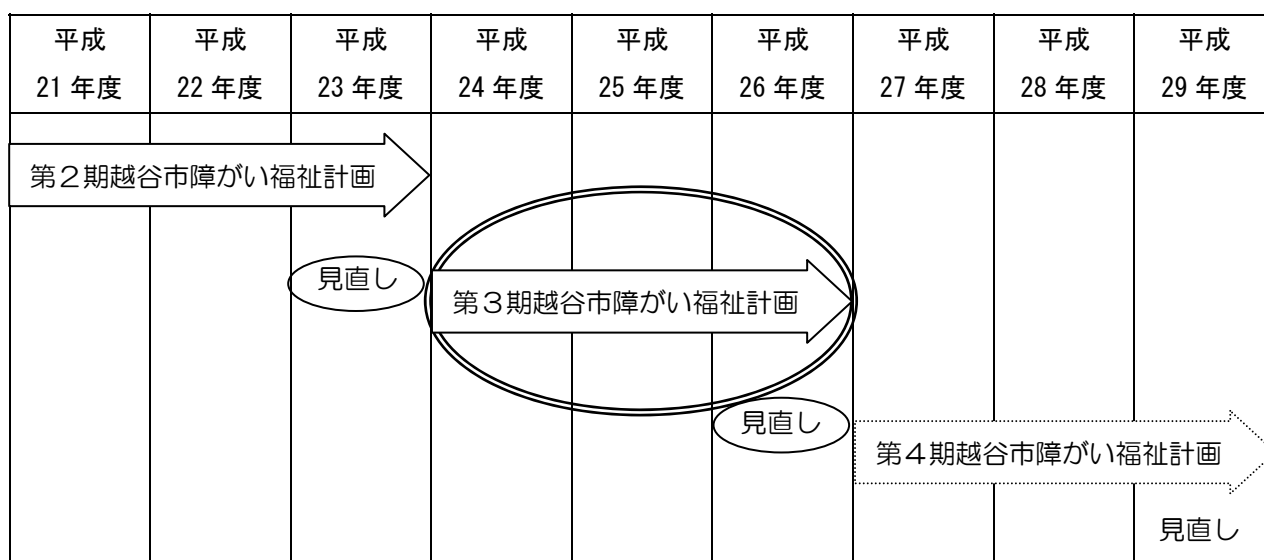
これに対し、「越谷市障がい者計画」は障害者基本法に基づくもので、第4次越谷市総合振興計画の部門計画として障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期計画です。障害者自立支援法の新たな事業体系にあわせて、平成22年度に見直しを行いました。障がい福祉サービスに係る目標値については、両計画の整合性を図ってまいります。



### 3. 計画の期間

第1期計画は、平成18年度から平成20年度までを計画期間とし、平成18年度に策定しました。第2期計画は第1期計画の実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成21年度から23年度までを計画期間とし、平成20年度に策定しました。今回の改定する第3期計画は第2期計画までの実績を踏まえて必要な見直しを行い、平成24年度から26年度までを計画期間とし、平成23年度に策定します。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成25年8月までに実施されることとなっているため、計画期間中に計画を見直すこととなります。



### 4. 計画の策定にあたって

計画の策定にあたっては、市内でサービスを提供する事業所に対しアンケートを実施し、サービスの移行や事業所が抱える問題点などを調査しました。また、市民に対しても平成22年度に「越谷市障がい者計画策定に向けてのアンケート調査」を実施し、ニーズの把握を行いました。

また、策定にあたっては、学識経験者や地域の福祉関係者、公募市民などで構成される「越谷市障害者施策推進協議会」及び、障害者自立支援法により位置づけられた「越谷市障害者地域自立支援協議会」から、計画案に対しての意見を頂戴し、策定に反映します。

なお、数値目標や障害福祉サービスの必要見込み量等の数値の算出にあたり、精神障がい者については、第1期・第2期計画では、精神障害者保健福祉手帳所持者数に基づき算出していましたが、第3期計画では、自立支援医療（精神通院）制度の利用者数も加味して算出しています。

## 第2章 計画の目標

### 1. 基本理念

計画の策定にあたって、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法および越谷市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえ、次に掲げる点に配慮してまいります。

#### 1. 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

基本理念のもと、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者が自分で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の確立を図ります。

#### 2. 市を主体とする仕組みと多様な障がいに係る制度の一元化

障がい福祉サービスの実施主体が市となり、障がいの多様化等により発達障がいとその対象として明確化されたことなどを踏まえ、障がい者に対するサービスの充実を図るとともに、県の支援なども活用して充実に努めます。

#### 3. 地域生活移行や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供基盤を整えるとともに、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等と連携を図りながらサービスの拡充に努めるなど、地域の社会資源を最大限に活用して整備を進めます。

## **2. 基本目標**

基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

### **1. 訪問系サービスの充実**

日常生活を単独で送ることが難しい障がい者に対し、各個人が必要な訪問系サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

### **2. 日中活動系サービスの充実**

生活や就労の技術を身につける事をめざす日中活動系サービスの利用者が、各個人に適切なサービスを選択し、充実した日々を送ることができるよう、サービスの充実を図ります。

### **3. グループホーム等居住系サービスの充実と地域生活への移行**

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

### **4. 福祉施設から一般就労への移行**

就労移行を支援する事業等を充実することにより、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設において働く場の拡大を図ります。

### **5. 相談支援体制の構築**

相談支援に関する基本的な考え方として、障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。このため、地域の実情に応じ、相談支援事業を効果的に実施するため、中立かつ公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制として設けた地域自立支援協議会を中心とするネットワークの構築を進めます。

### 3. 平成26年度の数値目標の設定

障がい者の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といったサービス提供体制の整備が必要です。第1期計画及び第2期計画では、必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたっては、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定しました。

第3期計画においても、これまでの計画において設定された項目を引き継ぎ、平成26年度の越谷市における障がい者像を想定して、達成に向けての努力をします。

第3期障がい福祉計画における数値目標の設定は以下の通りです。

#### (1) 「施設入所者の地域生活への移行」

「施設入所者の地域生活への移行」においては、国・県からは基準となる時点の施設入所者の30%以上が地域に移行する、との目標が示されました。越谷市においては入所意向は引き続き高いものの、各年ごとの退所者数などの実情を踏まえ、以下のように設定します。

##### 【目標】

| 項目                      | 数値           | 考え方                                                                         |
|-------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年10月1日時点の入所者数(基準時点) | 204人         | ○平成17年10月1日時点の施設入所者数                                                        |
| 平成20年3月末現在入所者数          | 200人         | ○第1期障害福祉計画終了時点の人数                                                           |
| 平成21年3月末現在入所者数          | 201人         | 身体障がい者療護施設・身体障がい者入所授産施設・知的障がい者入所更生施設・知的障がい者入所授産施設及び新体系サービスの施設入所支援施設の入所者数を計上 |
| 平成22年3月末現在入所者数          | 197人         |                                                                             |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数       | 20人<br>(10%) | ○施設入所からグループホーム・ケアホーム等、地域へ移行する人の数                                            |

#### (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行について

第2期までの障がい福祉計画においては、平成24年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」(以下「退院可能精神障がい者」という。)が退院する事を目指し、平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定していました。

しかしながら、国の方針の変更により、市町村は「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」という目標は設定しないこととなりました。

本市では、今後も国の考え方等を踏まえ、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めます。



### （３）福祉施設から一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行」においては、国からは基準となる平成１７年度に福祉施設から一般就労に移行した人の４倍、県からは５倍を、目標年度において一般就労に移行する、との目標が示されました。これまでの実績および本市の実情を踏まえ、以下のように設定します。

#### 【目 標】

| 項 目                    | 数値          | 考え方                           |
|------------------------|-------------|-------------------------------|
| 平成１７年度の<br>一般就労移行者数    | ３人          | ○平成１７年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成２１年度<br>一般就労移行者数     | ４人          | ○平成２１年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 平成２２年度<br>一般就労移行者数     | ２人          | ○平成２２年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数 |
| 【目標値】目標年度の<br>一般就労移行者数 | １２人<br>(４倍) | ○平成２６年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 |

### （４）就労移行支援事業の利用者数

「就労移行支援事業の利用者数」においては、国・県からは基準となる平成２６年末の福祉施設利用者の２０％以上が「就労移行支援」事業を利用する、との目標が示されました。これまでの実績および本市の実情を踏まえ、以下のように設定します。

#### 【目 標】

| 項 目                        | 数値            | 考え方                          |
|----------------------------|---------------|------------------------------|
| 平成２６年度末の<br>福祉施設利用者数       | ７５３人          | ○平成２６年度末において福祉施設を利用する人の数     |
| 【目標値】目標年度の<br>就労移行支援事業利用者数 | ３３人<br>(４．４％) | ○平成２６年度末において就労移行支援事業を利用する人の数 |

## （５）就労継続支援Ａ型事業の利用者数

「就労継続支援Ａ型事業の利用者数」においては、国・県からは平成２６年度末の「就労継続支援」全体の利用者のうち、「就労継続支援Ａ型（雇用型）」の利用者が、「就労継続支援」全体の３０％以上、との目標が示されました。しかし、地域において提供されるＡ型事業所、Ｂ型事業所のバランス等から、本市においてはこれまでの実績等から以下のように設定します。

### 【目 標】

| 項 目                                          | 数値   | 考え方                                                         |
|----------------------------------------------|------|-------------------------------------------------------------|
| 平成２６年度末の<br>就労継続支援（Ａ型）事業<br>の利用者（Ａ）          | １３人  | ○平成２６年度末において就労継続支援<br>（Ａ型）事業を利用する人の数                        |
| 平成２６年度末の<br>就労継続支援（Ｂ型）事業<br>の利用者             | ２６３人 | ○平成２６年度末において就労継続支援<br>（Ｂ型）事業を利用する人の数                        |
| 平成２６年度末の<br>就労継続支援（Ａ型＋Ｂ型）<br>事業の利用者（Ｂ）       | ２７６人 | ○平成２６年度末において就労継続支援<br>事業（Ａ型＋Ｂ型）を利用する人の数                     |
| 【目標値】目標年度の<br>就労継続支援（Ａ型）事業の<br>利用者の割合（Ａ）／（Ｂ） | ４．７％ | ○平成２６年度末において就労継続支援<br>事業を利用する人のうち、就労継続支援<br>（Ａ型）事業を利用する人の割合 |

## 第3章 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

障害者自立支援法に基づく新体系サービスでは、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別されます。さらに、市町村が地域の実情に応じて行う地域生活支援事業があります。

なお、第2期障がい福祉計画においては対象サービスとなっていた児童デイサービスについては、本計画開始時点の平成24年度より、児童福祉法のもと「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」として制度化され、実施されることになりました。

### 【障がい福祉サービスの一覧】

| 第2期計画                                                                                                                           | 第3期計画                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>○ 訪問系サービス</b><br>居宅介護 重度訪問介護<br>行動援護 重度障がい者等包括支援<br>短期入所（ショートステイ）                                                            | <b>○ 訪問系サービス</b><br>居宅介護 重度訪問介護<br>行動援護 重度障がい者等包括支援<br><u>同行援護（新サービス）</u>                                                         |
| <b>○ 日中活動系サービス</b><br>生活介護 自立訓練（機能訓練）<br>自立訓練（生活訓練） 就労移行支援<br>就労継続支援（A型・雇atype）<br>就労継続支援（B型・非雇atype）<br>療養介護<br>児童デイサービス ..... | <b>○ 日中活動系サービス</b><br>生活介護 自立訓練（機能訓練）<br>自立訓練（生活訓練） 就労移行支援<br>就労継続支援（A型・雇atype）<br>就労継続支援（B型・非雇atype）<br>療養介護<br>短期入所（ショートステイ） ※1 |
| <b>○ 居住系サービス</b><br>共同生活援助（グループホーム）<br>共同生活介護（ケアホーム）<br>施設入所支援                                                                  | <b>○ 居住系サービス</b><br>共同生活援助（グループホーム）<br>共同生活介護（ケアホーム）<br>施設入所支援                                                                    |
| <b>○ 相談支援</b><br><u>サービス利用計画の作成</u>                                                                                             | <b>○ 相談支援</b><br><u>計画相談支援</u><br><u>地域移行支援</u> <u>地域定着支援</u>                                                                     |
| <b>○ 地域生活支援事業</b><br>相談支援事業<br>コミュニケーション支援事業<br>日常生活用具給付事業<br>移動支援事業<br>地域活動支援センター事業                                            | <b>○ 地域生活支援事業</b><br>相談支援事業<br>コミュニケーション支援事業<br>日常生活用具給付事業<br>移動支援事業<br>地域活動支援センター事業                                              |
|                                                                                                                                 | ..... 児童デイサービス ※2                                                                                                                 |

※1 短期入所（ショートステイ）について、本市では、第2期計画では訪問系サービスに位置付けていたが、第3期計画では国の体系に合わせ日中活動系サービスに位置付けた。

※2 児童デイサービスは、平成24年度より児童福祉法に基づくサービスに位置付けられる。

## 1. 障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

### 1 ホームヘルプサービス(訪問系)の必要量について

#### (1) サービスの概要

##### ○居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。

##### ○重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的にを行います。

##### ○同行援護

重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行います。

##### ○行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上の障がいのある人などに、外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

##### ○重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

## （２） 算定の考え方

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」の４つの訪問系サービスの必要量については、国・県の考え方に基づき、平成２０年度から平成２２年度までの各サービスの利用時間数・利用人数の実績の推移を基に、入所施設から地域生活へ移行する等の人数を加味して算定します。

また、同行援護について、平成２３年９月末まで移動支援を利用していた視覚障がい者の利用が予想されることから、この実績の推移を基に算定し、第３期の見込み量に加えます。

### ＜第２期の実績＞

|        | 平成 21 年度<br>(実績) | 平成 22 年度<br>(実績) | 平成 23 年度<br>(見込) |
|--------|------------------|------------------|------------------|
| 利用人数   | 321              | 349              | 389              |
| 年間利用時間 | 38, 006          | 44, 531          | 49, 975          |

### （３） サービスの必要見込み量

|        | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 利用人数   | 504      | 557      | 612      |
| 年間利用時間 | 60, 760  | 67, 302  | 74, 158  |

## 2 日中活動系サービスの必要量について

### (1) サービスの概要

#### ○生活介護

常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

#### ○自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に、理学療法・作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練・コミュニケーション・家事等の訓練を行います。

#### ○自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者に、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います。

#### ○就労移行支援

一般企業への就労を希望する人などに、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ○就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人などに、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図り、一般就労への移行に向けて支援を行います。

#### ○就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な人などに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。

#### ○療養介護

常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療ケアを必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護および日常生活上の介護を行います。

#### ○短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間を含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

### (2) 算定の考え方

第2期障がい福祉計画期間における日中活動サービスの利用状況は次に示すとおりですが、平成23年度末にすべての旧体系の施設が現行のサービス体系へと移行したため、一部のサービスでは利用の大幅な増加がみられます。第3期における日中活動サービスの必要量は、これまでの利用実績をもとに、現行のサービス体系への移行、さらに入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者、および特別支援学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。また、日中活動サービスは継続的に利用されることが多いため、必要量については1ヶ月の総利用日数で算定します。

＜第2期の実績＞（必要量は1ヶ月あたり）

| サービス内容         |          | 平成21年度<br>(実績) | 平成22年度<br>(実績) | 平成23年度<br>(見込) |
|----------------|----------|----------------|----------------|----------------|
| 生活介護           | 人数       | 112            | 189            | 235            |
|                | 必要量(人日分) | 2,464          | 4,158          | 5,172          |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人数       | 3              | 3              | 4              |
|                | 必要量(人日分) | 66             | 66             | 88             |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人数       | 5              | 3              | 3              |
|                | 必要量(人日分) | 110            | 66             | 66             |
| 就労移行支援         | 人数       | 8              | 10             | 20             |
|                | 必要量(人日分) | 176            | 220            | 440            |
| 就労継続支援<br>(A型) | 人数       | 5              | 4              | 10             |
|                | 必要量(人日分) | 110            | 88             | 220            |
| 就労継続支援<br>(B型) | 人数       | 14             | 48             | 156            |
|                | 必要量(人日分) | 308            | 1,056          | 3,432          |
| 療養介護           | 人数       | 2              | 2              | 2              |
| 短期入所           | 人数       | 143            | 129            | 132            |
|                | 必要量(人日分) | 3,560          | 3,449          | 3,698          |

(3) サービスの必要見込み量

| サービス内容         |          | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|----------|--------|--------|--------|
| 生活介護           | 人数       | 384    | 412    | 434    |
|                | 必要量(人日分) | 8,448  | 9,064  | 9,548  |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人数       | 4      | 5      | 5      |
|                | 必要量(人日分) | 88     | 110    | 110    |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人数       | 4      | 4      | 5      |
|                | 必要量(人日分) | 88     | 88     | 110    |
| 就労移行支援         | 人数       | 25     | 30     | 33     |
|                | 必要量(人日分) | 550    | 660    | 726    |
| 就労継続支援<br>(A型) | 人数       | 11     | 12     | 13     |
|                | 必要量(人日分) | 242    | 264    | 286    |
| 就労継続支援<br>(B型) | 人数       | 215    | 238    | 263    |
|                | 必要量(人日分) | 4,510  | 5,016  | 5,786  |
| 療養介護           | 人数       | 27     | 27     | 27     |
| 短期入所           | 人数       | 135    | 139    | 143    |
|                | 必要量(人日分) | 3,804  | 3,908  | 4,007  |

※「人日分」とは、「人日分」＝「月間の利用人数」×「月間の利用日数」をいう。

(例) 生活介護：112名×22日（月間の利用日数）＝2,464人日分

### 3 居住系サービスの必要量について

#### (1) サービスの概要

##### ○共同生活援助（グループホーム）

就労し、または就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

##### ○共同生活介護（ケアホーム）

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を希望する人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

##### ○施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

#### (2) 算定の考え方

第2期障がい福祉計画期間における居住系サービスの利用状況は次に示すとおりですが、平成23年度末にすべての旧体系の施設が現行のサービス体系へと移行したため、一部のサービスでは利用の大幅な増加がみられます。第3期における居住系サービスの必要量は、これまでの利用実績をもとに、現行のサービス体系への移行、さらに入所施設から地域生活への移行、入所施設の待機者、および特別支援学校卒業生のサービス利用予想を加味して算定します。

<第2期の実績>

単位：人

|                  | 平成21年度<br>(実績) | 平成22年度<br>(実績) | 平成23年度<br>(見込) |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 共同生活援助<br>共同生活介護 | 35             | 46             | 53             |
| 施設入所支援           | 67             | 108            | 134            |

#### (3) サービスの必要見込み量

|                  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 共同生活援助<br>共同生活介護 | 61     | 69     | 78     |
| 施設入所支援           | 303    | 334    | 367    |



## 4 相談支援の必要量について

### (1) サービスの概要

#### ○計画相談支援

障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、きめ細やかな支援をします。

#### ○地域移行支援

長期間の入所・入院から地域生活に移行しようとする人の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

#### ○地域定着支援

常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対処を行います。

### (2) 算定の考え方

計画相談支援については、障害者自立支援法の改正により、サービス等利用計画作成の対象者が拡大されるため、平成24年度以降は利用が見込まれます。(施設入所支援と就労継続支援を組み合わせた利用及び施設入所支援と生活介護を組み合わせた利用をする方で、平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画の作成が必須となります。)

地域移行支援、地域定着支援については、埼玉県が県内精神科病院に対し実施した実態調査を踏まえ算出した数値であるため、精神障がいにかかる見込み量に限ります。その他の障がいについては、算出にあたっての根拠となる数値がありませんので含まれておりません。

<第2期の実績>

単位：人

|        | 平成21年度<br>(実績) | 平成22年度<br>(実績) | 平成23年度<br>(見込) |
|--------|----------------|----------------|----------------|
| 計画相談支援 | 0              | 0              | 0              |
| 地域移行支援 | —              | —              | —              |
| 地域定着支援 | —              | —              | —              |

### (3) サービスの必要見込み量

|        | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 計画相談支援 | <u>10</u> | <u>15</u> | <u>20</u> |
| 地域移行支援 | 10        | 10        | 10        |
| 地域定着支援 | 6         | 6         | 6         |

## 2. 障がい福祉サービスと相談支援の

### 種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

#### 1 訪問系サービスの充実

##### (1) サービス事業者への情報提供

障がい福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、これらのサービス事業者の把握に努めるとともに、広く、情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

##### (2) サービス内容の充実

障がいの種別にかかわらず、必要に応じて、適切なサービスが受けられるよう、利用の斡旋、調整などの支援を行います。また、質の高いサービスが提供できるよう、研修等により従事者の資質の向上を図るとともに、公正・中立な立場から福祉サービスを評価する第三者評価の導入を促進します。

#### 2 日中活動系サービスの充実

##### (1) 日中活動系サービス 事業所の設置促進

日中活動系サービスの充実を図るため、事業所の設置について、国県の補助制度を活用するよう、社会福祉法人やNPO法人等に働きかけていきます。

#### 3 居住系サービスの充実

##### (1) グループホーム・ケアホームの設置促進

障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場であるグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）の設置について、国県の補助制度を活用するよう、社会福祉法人やNPO法人等に働きかけていきます。

##### (2) グループホーム等の利用促進

グループホームやケアホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障がい者の地域生活への移行を支援します。

## 4 一般就労への移行等の促進

### (1) 一般就労への移行支援

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労移行支援や就労継続支援のサービス事業者が円滑な事業展開が図れるよう支援を行います。また、障害者就労支援センターにおいて、サービス事業者への相談支援を行うとともに、就職後の職場定着のための事業所巡回や離職後の再就職のための相談など、次につなげる支援を行います。

### (2) 就労支援事業の充実

障がい者の一般就労を推進するため、企業やハローワーク等関係機関と連携を図りながら、障害者就労支援センターにおいて就労相談や職場開拓など障がい者の適性にあった就労支援の充実に努めます。また、障がい者が地域社会での就労能力や社会適応力を高めていくとともに、事業所の障がい者就労に対する理解を深めること等を目的とした、地域適応支援事業を通して、一般就労が困難な障がい者の職場参加や職場実習を進めます。

## 5 相談支援の整備

### (1) 相談支援の充実

障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、きめ細やかな支援をします。また、地域生活への移行者の住居の確保等に関する相談等の充実に図るとともに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の対応を行います。基本相談については、必要な情報の提供及び適切な助言が行えるよう努めます。

## 第4章 地域生活支援事業

市町村は、障害者自立支援法第77条に基づき、障がい者がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。地域生活支援事業とは、障がい者の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業となります。

### 【越谷市で実施している地域生活支援事業】

#### ○相談支援事業

相談支援事業、地域自立支援協議会

#### ○コミュニケーション支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業

#### ○日常生活用具給付事業

#### ○移動支援事業

#### ○地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等

#### ○成年後見制度利用支援事業

#### ○その他の事業

訪問入浴、更生訓練費給付事業、就職支度金給付事業、  
自動車運転免許取得・改造助成事業、日中一時支援事業

## 1. 地域生活支援事業の内容および必要な量の見込み

### 1 相談支援事業

#### (1) 事業の概要

##### ○ 障害者相談支援事業

障がい者および障がい者の家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行います。

##### ○ 地域自立支援協議会の活用

障害者自立支援法により位置づけられた地域自立支援協議会と、各相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図ります。

#### (2) 算定の考え方

現在、相談支援事業を実施している事業所の活動を基礎に算定します。

|                    | 平成 21 年度<br>(実績) | 平成 22 年度<br>(実績) | 平成 23 年度<br>(見込) |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 障害者相談支援<br>事業実施箇所数 | 4                | 4                | 4                |

#### (3) 事業の必要見込み量

|                    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 障害者相談支援<br>事業実施箇所数 | 4        | 4        | 5        |

## 2 コミュニケーション支援事業

### (1) 事業の概要

#### ○ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、音声・言語機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

#### ○ 手話通訳者の設置事業

聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所の障害福祉課に手話通訳者を設置します。

### (2) 算定の考え方

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、平成20年度から平成22年度までの利用実績から今後の必要見込量を算定します。

#### <第2期の実績>

| サービス内容        |        | 平成21年度<br>(実績) | 平成22年度<br>(実績) | 平成23年度<br>(見込) |
|---------------|--------|----------------|----------------|----------------|
| 手話通訳者<br>派遣事業 | 年間利用件数 | 923            | 740            | 933            |
|               | 利用人数   | 50             | 42             | 45             |
| 要約筆記者<br>派遣事業 | 年間利用件数 | 36             | 115            | 115            |
|               | 利用人数   | 5              | 10             | 15             |

### (3) 事業の必要見込み量

| サービス内容        |        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 手話通訳者<br>派遣事業 | 年間利用件数 | 1,017  | 1,108  | 1,208  |
|               | 利用人数   | 49     | 53     | 64     |
| 要約筆記者<br>派遣事業 | 年間利用件数 | 127    | 158    | 205    |
|               | 利用人数   | 17     | 22     | 29     |

### 3 日常生活用具給付事業

#### (1) 事業の概要

重度障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。

#### 【(参考) 種目の区分】

越谷市では日常生活用具として、以下のようなものについて給付しています。

##### ○介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。

##### ○自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。

##### ○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

##### ○情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

##### ○排泄管理支援用具

ストーマ装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

##### ○居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

##### ○点字図書

点字により作成された図書を給付します。

## （２） 算定の考え方

日常生活用具給付事業は、過去の利用実績から必要量を算定します。

### ＜第２期の実績＞

| 種目の区分             | 平成２１年度<br>(実績) | 平成２２年度<br>(実績) | 平成２３年度<br>(見込) |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 介護・訓練支援用具         | 8              | 15             | 15             |
| 自立生活支援用具          | 32             | 33             | 34             |
| 在宅療養等支援用具         | 15             | 9              | 15             |
| 情報・意思疎通支援用具       | 55             | 41             | 49             |
| 排泄管理支援用具          | 4,555          | 4,510          | 5,106          |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 3              | 5              | 6              |
| 点字図書              | 0              | 0              | 0              |
| 合計件数              | 4,668          | 4,613          | 5,225          |

## （３） 事業の必要見込み量

| 種目の区分             | 平成２４年度 | 平成２５年度 | 平成２６年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 介護・訓練支援用具         | 16     | 16     | 17     |
| 自立生活支援用具          | 36     | 37     | 39     |
| 在宅療養等支援用具         | 15     | 15     | 15     |
| 情報・意思疎通支援用具       | 57     | 65     | 74     |
| 排泄管理支援用具          | 5,731  | 6,388  | 7,077  |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） | 6      | 7      | 7      |
| 点字図書              | 1      | 1      | 1      |
| 合計件数              | 5,862  | 6,529  | 7,230  |



## 4 移動支援事業

### (1) 事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

### (2) 算定の考え方

平成20年度から平成22年度までの移動支援事業の利用状況を基礎に、入所施設から地域生活への移行、平成24年度については、「同行援護」にサービス移行する利用者の減少分を加味して必要量を算定します。

#### <第2期の実績>

|        | 平成21年度<br>(実績) | 平成22年度<br>(実績) | 平成23年度<br>(見込) |
|--------|----------------|----------------|----------------|
| 利用人数   | 125            | 129            | 141            |
| 年間利用時間 | 13,780         | 16,059         | 16,554         |

### (3) サービスの必要見込み量

|        | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 利用人数   | 84     | 92     | 101    |
| 年間利用時間 | 9,915  | 10,834 | 11,801 |

## 5 地域活動支援センター事業

### (1) 事業の概要

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。

### (2) 算定の考え方

市内の利用者を持つ事業所に地域で新体系サービスへの移行を調査し、その人数を基礎に、入所施設から地域生活への移行、および特別支援学校卒業生の人数を加味して必要量を算定します。

#### <第2期の実績>

|       | 平成 21 年度<br>(実績) | 平成 22 年度<br>(実績) | 平成 23 年度<br>(見込) |
|-------|------------------|------------------|------------------|
| 設置箇所数 | 7                | 8                | 8                |
| 利用人数  | 154              | 217              | 217              |

### (3) 事業の必要見込み量

|       | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 設置箇所数 | 7        | 7        | 8        |
| 利用人数  | 198      | 198      | 218      |

## 6 成年後見制度利用支援事業

### (1) 事業の概要

障がい福祉サービスを利用する上で、成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

## 7 その他の事業

その他にも越谷市では、以下のような事業を市独自に実施しています。

### (1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

### (2) 更生訓練費給付事業

自立訓練事業や就労移行支援事業等の利用者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### (3) 就職支度金給付事業

就労移行支援事業や就労継続支援事業等の利用者と、就職等により自立する人に、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### (4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がい者が就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

### (5) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、一時的な見守りや社会適応訓練などを行うことにより、その家族や介護者の就労支援や一時的休息のための支援などを行います。

## 2. 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

地域生活支援事業の実施を実現するため、それぞれのサービスについて以下のような見込量の確保のための方策を行います。

### 1 相談支援事業

#### (1) 障害者相談支援事業

障がい者や介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるようケースワーカーによる窓口相談等の充実に努めるとともに、地域自立支援協議会を活用する等して、相談支援事業所における相談機能を高めます。

#### (2) 地域自立支援協議会の活用

地域自立支援協議会と各相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築を図るとともに、相談支援事業所において、身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれにも対応できるよう機能の充実に努めます。

##### <地域自立支援協議会の構成員>

地域自立支援協議会の設置にあたっては、相談支援事業所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、障がい福祉サービス事業所、学識経験者、障がい者団体代表者等から組織します。

##### <地域自立支援協議会の役割>

主に下記の事項について協議していきます。

- ・相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築
- ・相談支援事業所において身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれにも対応できる機能の充実
- ・困難事例への対応についての調整及び協議

### 2 コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話通訳者設置事業や手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用促進を図るとともに、登録手話通訳者、要約筆記者の確保と資質の向上に努めます。また、研修等を通じて市職員の手話能力を養成します。

### 3 日常生活用具給付事業

日常生活用具の給付について、ホームページ等を通じて事業の周知を図り、ストーマ装具や情報通信支援用具など障がいの特性に合わせた用具の給付を行います。

## 4 移動支援事業

障がい者の外出等社会参加の促進を図るため、障がいの特性に合わせた移動支援を提供します。なお、ガイドヘルパー派遣事業・全身性障害者介護人派遣事業・知的障害者介護人派遣事業、さらにホームヘルプサービスに位置づけられた「同行援護」等と調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図ります。

## 5 地域活動支援センター事業

障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センターを設置する法人等に対して事業費の補助を行うなど、運営の安定と質の向上を図ります。

## 6 成年後見制度等権利擁護の推進

地域支援事業に定められた成年後見制度利用支援事業を含む、市で実施している様々な権利擁護事業について「成年後見センターこしがや」を中心に普及・啓発に努めます。

## 7 その他の事業

障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、各種事業の充実に努めます。また、今後も障がい者の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業の検討を行います。

## 第5章 計画の実現に向けて

### 1 障がい福祉サービス等に関する情報提供の充実

障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の周知を図るため、広報や各種パンフレット、ホームページ等により、分かりやすく、かつ点字や図書のデイジー化なども活用しながら障がいに応じた適切な情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

### 2 関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、保健・福祉や教育などの行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者就労支援センターの連絡会議や地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

### 3 権利擁護の推進

「成年後見センターこしがや」を中心に成年後見制度の普及・啓蒙を図るとともに、制度を必要とする人への利用の支援に努めます。障がい者等に対する虐待の防止のため、地域自立支援協議会を活用すること等により、地域のネットワークの構築、虐待が発生した場合の対応、再発の防止等についてのマニュアル等の作成に取り組みます。

### 4 計画の進行管理

各年度におけるサービスの見込量をはじめ、地域生活への移行や一般就労への移行などの達成状況を点検・評価し、障害者施策推進協議会において協議します。また、その結果に基づいて必要な対策を実施します。